

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第285号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「運搬」の右に「、ごみの減量化及び再資源化の推進」を加える。

第5条第2号中「運搬」の右に「並びにこれらに係る受託者の指導及び監督」を加え、同号中「京都市生活環境美化センター」を「生活環境美化センター」に改め、同条第3号ただし書を削り、同条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) ごみの減量化及び再資源化の推進に関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)